

## 8. 寝屋川市立第六中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。ついては、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等が、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（いじめ防止対策推進法第8条）

### 3 いじめ防止のための基本方針

#### （1）いじめの防止

道徳教育や体験活動等、教育活動全体を通じ、全ての児童（生徒）に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童（生徒）の豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、児童（生徒）がいじめの防止に資する自主的活動を支援し、いじめの問題への取り組みの重要性について、家庭・地域への啓発活動を行う。また、インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的に対処することができるよう、児童（生徒）・家庭への啓発活動を行う。

#### （2）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、児童（生徒）のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知しなければならない。そのためにも、定期的なアンケート調査や教育相談の実施など、児童（生徒）がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携していじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。

### (3) いじめへの対処

いじめが確認された時は、いじめを受けた児童（生徒）や情報を提供してくれた児童（生徒）の安全を確保し、いじめたとされる児童（生徒）からの事実確認と適切な指導など、学校として組織的な対応を行う。また、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携も行う。そのためにも、校内組織の整備に努めるとともに、教職員が平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深められるよう、校内研修を充実させることで、教職員の資質の向上に努める。

## 4 いじめ防止のための具体的措置

### (1) いじめ防止対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を置く。いじめ防止対策委員会は、いじめ防止等の対策や対応と共に、いじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。組織図については、＜資料1＞に示すものとする。

### (2) いじめに対する措置

- ① いじめの未然防止及び早期発見については、教育活動全体を通じて取り組むこととする。年間計画については、＜資料2＞に示すものとする。
- ② 教職員は、いじめを発見したり、児童（生徒）及び保護者等から相談・通報を受けたときは、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、すぐにやめさせ、いじめを受けた児童（生徒）の安全を確保するとともに、その再発防止のため、いじめを受けた児童（生徒）・保護者への支援や、いじめを行った児童（生徒）に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、その保護者への助言を継続的に行う。
- ④ 校長及び教員は、いじめを行った児童（生徒）に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。必要ならば、いじめを行った児童（生徒）を別室で学習させる等、いじめを受けた児童（生徒）等が安心して教育を受けられるような措置をとる。
- ⑤ いじめを受けた児童（生徒）等の保護者といじめを行った児童（生徒）の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置を行う。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。児童（生徒）の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) 重大事態への対処

いじめにより、児童（生徒）の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、児童（生徒）が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会へ報告し、市教育委員会の指導助言のもと、事実

関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処する。

調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、いじめを受けた児童（生徒）等及びその保護者に対して適切に提供する。

### 学校組織図（資料1）

